

参加資格に関する誓約書

古座川町長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

古座川町デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る提案参加資格としての下記の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 令和 5 年度・6 年度の古座川町入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ているもの
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の審査の結果（経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書＜有効期限内にある直近のもの＞）における電気通信工事の総合評価値が 1,000 点以上であること。
- (5) 過去に同種又は類似工事の実績を有すること。
実績については、国または地方公共団体においてデジタル同報系防災行政無線工事（市町村デジタル同報通信システム TYPE2。親局から屋外拡声子局、戸別受信機までを整備又は更新するものをいう）を元請として、本事業の契約締結までに完成・引渡しが完了している工事とする。参加形態は事業者単体とし、JV は認めない。
- (6) 建設業法第 26 条の監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置すること。なお、当該配置する技術者は本参加資格確認申請の日において、3 ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- (7) 公告日において、古座川町及び和歌山県から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の本事業を行うものにふさわしくない者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (11) 情報セキュリティマネジメントシステム(JIS Q 27001<ISO/IEC27001>) 認証を取得していること。
- (12) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2に定める登録検査等事業者の登録を受けている者であり、「点検を行うことができる無線設備等に係る無線局の種別」に固定局を含んでいること。
- (13) 市町村デジタル固定通信システム実験局免許を直接総務省から交付されていること。
- (14) 参加にあたり、同一機器製造業者又は同製造業者の関係する会社から1社のみとすること。(複数者の参加は認めない)
- (15) 工事期間及び整備後の運用保守については実施体制内協力企業でも可とする。ただし、運用保守においては下記条件を満たすこと。
 - ① 古座川町役場から1時間30分以内に到着可能な保守拠点を有すること。
 - ② 保守拠点に第一級陸上特殊無線技士以上の無線有資格者を複数名在籍させること。
 - ③ 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2に定める登録検査等事業者の登録を受けている者であり、「点検を行うことができる無線設備等に係る無線局の種別」に固定局を含んでいること。